

遠賀町農業委員会通信

第 25 号
令和7年10月9日発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長 三原 高志

農業と防災

近年、台風や大雨などの自然災害が頻発しています。

特に、今年の8月9日（土）から数日間続いた豪雨では、農地のみならず、林道や公共インフラなどにわたり、広範な被害が発生しました。福岡県全体の農業被害額としては、約21億5800万円となっており、多くの農家・事業者にとって深刻な影響が残っています。

今後の防災・減災には、何が必要でしょうか。簡潔にまとめたいので、次の被害が発生する前に、今一度確認してみましよう。

①排水対策と土壌の管理

豪雨後の水はけを改善することで、次の大雨時の被害を軽減できます。排水路や土壌構造の確認・整備を進めましょう。

②農業施設・農機具の耐水構造等の検討

浸水しやすい場所の施設では、土台を高くしたり、防水措置を強化するなどの対策が有効です。

③保険・共済制度の利用

災害共済や農業保険への加入により、被害発生時のリスクを一定程度回避できます。



農地の法面が崩落した。

④地域・行政等との協力強化

被害の早期把握、支援制度の適切な活用には、行政・農業委員会・農協などとの連携が不可欠です。

くまともく
災害はいつ発生するかわかりません。日頃からの備えが被害を軽減し、営農の継続に繋がります。地域全体で防災意識を高め、次世代に引き継げる農業を守っていきましょう。

ご不明な点は、農業委員会までお問い合わせください。

農地相続に伴う届出を忘れていませんか？

農地相続は、法務局への相続登記とは別に、農地法の届出が必要で、怠ると利用や売買に支障が出るほか、**どちらも正当な手続きを行わない場合は、10万円以下の過料などの罰則も課されます。**相続人の営農継続の有無により対応が変わるため、早めに方針を決め、農業委員会へ相談することが大切です。この機会に見直してみましよう。

相続登記	相続の開始を知った日から3年以内
農地法届出	相続の開始を知った日から10か月以内

農地パトロールを実施しました。

厳しい暑さが続く8月、今年も農業委員および農地利用最適化委員で「農地パトロール」を実施しました。「農地パトロール」とは、農業委員会が実施する農地利用状況調査の通称です。農地法や農業委員会法に基づき、管内の農地について、「適正に利用されているか」「遊休農地が発生していないか」を確認するために行われます。

実際に行われる調査では、次の3つの基準で判断されます。

「緑判定」

耕作されていないが、トラクター等の農業用機械で耕起すればすぐに利用可能な農地

「黄判定」

重機を使用した抜根、整地、区画整理、客土等の大規模な整備により再生することで、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの（幹の細い木や笹は抜根等が可能と判断）または、整備を行い農業利用すべき農地

「赤判定」

山林化しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても農地としての価値がないもの

調査を行った「畑」では、全1438筆のうち、緑判定が約60筆、黄判定が約20筆、赤判定が約20筆という結果になりました。

この結果は、農業委員および農地利用最適化推進委員での調査結果で、今後は農業委員会事務局および中立委員で現地確認を行い、最終的な判定を行います。

現時点で約100筆の農地が適正な管理まで行き届いておらず、うち約20筆（赤判定分）が農地として復元できないものと判断されており、

農地は地域の貴重な資源であり、適切に利用・保全していくことが重要です。農業委員会では、パトロール結果を踏まえ、農地所有者や利用者への助言・指導を行い、遊休農地の発生防止と有効活用をさらに推進してまいります。

農業用機械の保守点検について

気温が下がり始める時期は、農業用機械の保守点検の良い機会です。燃料の処理、オイル交換、錆止めの実施など、適切な整備を行うことで、機械の故障を防止し、長期的に安全に使用することができます。

農業用機械は営農を支える重要資産です。冬季に備え、早めの点検・整備を実施しましょう。

「農地を貸したい、借りたいけど、
どこで何の手続きをしたら…」

農地の有効活用を図るため、平成25年に制定されたのが、「農地中間管理事業の推進に関する法律（農地中間管理法）」です。この法律に基づき、福岡県にも「農地中間管理機構（いわゆる農地バンク）」が設置され、遊休農地の解消や担い手への農地集積・集約化を推進しています。

農地中間管理機構は、農地を貸したい方と借りたい方との間に立ち、次のような役割を担っています。

- ・所有者から農地を借り受ける
- ・複数の小規模農地を整理する
- ・担い手農業者へ計画的に貸付ける

この仕組みにより、農地の利用効率が高まり、担い手への経営基盤の集積が進むことが期待されています。

農地の管理にお困りの方や、農地を貸したい・借りたいというご希望をお持ちの方は、農業委員会へ気軽にご相談ください。地域の農地を守り、次世代へ繋いでいくため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

「イメージ図」



福岡県の 農業制度資金

農業を取り巻く環境は、資材価格の高騰や気象災害の頻発、担い手不足など、厳しさを増しています。こうした中で、農業経営の安定と発展を図るために整備されているのが「農業制度資金」です。福岡県では、国と連携しながら多様な資金制度を設けており、農業者の皆さんが長期・低利で資金を活用できるようにしています。

制度資金にはいくつかの種類があり、目的に応じて選択することができます。代表的なものとしては、農業経営の改善や規模拡大に活用できる「農業経営改善関係資金」、機械や施設の更新に利用できる「農業近代化資金」、台風や大雨などで被災した施設の復旧を支援する「農業施設等災害復旧資金」などがあります。また、新規就農者向けの資金も整備されており、担い手の確保に役立てられています。

これらの資金は、銀行からの借入と異なり、国や県、自治体の利子補給や保証制度が設けられているため、低利で借入できるのが大きな特徴です。融資期間も長く、営農計画に合わせた無理なく返済できる仕組みになっています。

特に「認定農業者」として認定を受けている場合は、融資率や条件が優遇される場合もあり、計画的な経営改善に結びつけやすくなっています。利用にあたっては、まず自らの経営課題を整理し、どの資金が適しているかを見極めることが重要です。

その上で、必要に応じて「農業経営発展計画」や「認定新規就農者制度」といった関連制度を組み合わせることで、より安定した資金調達が可能になります。申請手続きについては、遠賀町役場農業推進係（産業振興課）が相談窓口となっており、申請書類の作成や計画の検討をサポートします。

農業制度資金は、単なる融資制度にとどまらず、農業経営の将来像を描き、それを実現していくための支えとなる仕組みです。施設や機械の更新を検討される際や、台風や大雨などの気象災害で被害を受けた場合など、必要に応じて積極的にご利用いただきたいと思えます。詳しい内容については、最新の「福岡県農業制度資金の手引き（令和7年度版）」をご確認の上、早めにご相談ください。手引きは、農業委員会事務局窓口にご準備しております。制度を上手く利用することが、持続的な営農と地域農業の発展に繋がります。

農業者年金に 加入しませんか？

引退後の安心した生活のために、農家みんなが助け合う農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、納めた保険料とその運用益を将来受給する年金の原資として積立てていき、額に応じて年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の終身年金です。原則65歳から生涯受け取ることが出来ます。

《保険料の額》

加入者自らが月額2万円から6万7000円までの間で、千円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

次の要件を全てクリアしていれば加入資格があります。

- 年間60日以上農業に従事
- 国民年金の第1号被保険者
- 年齢が20歳以上60歳未満

※詳しくは農業委員会事務局まで

農業相談を毎月実施しています！

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あっせんなど農業委員がご相談にお応えします。ご相談のある方は、農業委員会事務局まで、ご連絡ください。

《編集》

〈安藤敏生委員〉 〈米田かおる委員〉

